

第1号様式【事後審査型】

入札公告

公共 内ヶ谷治水ダム建設事業（右岸座取設計検討業務）に関する一般競争入札公告

公共 内ヶ谷治水ダム建設事業（右岸座取設計検討業務）について、事後審査型一般競争入札を行うので、岐阜県会計規則（昭和32年岐阜県規則第19号。以下「規則」という。）第127条の規定により公告します。

平成29年12月18日

岐阜県長良川上流河川開発工事事務所長 飯島 昭憲

1 一般競争入札に付する委託

- (1) 仕様書番号 第19号
委託名 公共 内ヶ谷治水ダム建設事業（右岸座取設計検討業務）
（電子入札対象案件）
- (2) 委託場所 木曽川水系 亀尾島川 郡上市 大和町 内ヶ谷 地内
- (3) 委託概要 座取設計検討 N=1式
関係機関協議資料作成 N=1式
- (4) 履行期間 平成30年3月23日限り
- (5) 予定価格 19,104,120円（消費税及び地方消費税を含む）
- (6) 低入札調査基準価格 有（失格判断基準 有）
- (7) 本委託は、資料提出及び入札を電子入札システムで行う対象です。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り書面で提出すること（以下「紙入札方式」という。）ができます。

2 入札参加資格

本業務は単体による事後審査型一般競争入札とし、入札に参加する者に必要な資格は次のとおりです。

入札参加資格に関する事項

入札参加資格要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 岐阜県建設工事入札参加資格者名簿の建設関連業務（測量・建設コンサルタント等業務（河川、砂防及び海岸・海洋部門））に登録されていること。
- ウ 岐阜県内に、岐阜県建設工事入札参加資格者名簿に登録されている本店、支店又は営業所が所在すること。
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申し立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）をした者にあつては、同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）の決定を受けていること。
- オ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項及び第2項の規定による民事再生手続開始の申し立てをした者にあつては、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けていること。
- カ 岐阜県から、岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領に基づく資格停止措置を、入札参加資格確認申請期限日（以下「申請期限日」という。）から当該業務の落札決定の日までの期間内に受けていないこと。
- キ 岐阜県から、岐阜県が行う契約からの暴力団の排除措置に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を、当該委託業務の開札の日までに受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- ク 岐阜県が発注した業務のうち、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの2年間に完了・引き渡された建設コンサルタント業務の実績がある場合において、業務成績評定の平均が65点以上であること。
- ケ 平成14年度以降申請期限日までに、元請けとして完了・引き渡された、国、都道府県または水資源機構が発注した以下に示す業務の実績を1件以上有すること。
 - ・高さ15m以上のコンクリートダム（砂防、農業用を除く）のダム本体設計業務
- コ 配置予定の管理技術者及び照査技術者は平成14年度以降申請期限日までに、元請けとして

完了・引き渡された、国、都道府県または水資源機構が発注した以下に示す業務の実績を1件以上有すること。

・高さ15m以上のコンクリートダム（砂防、農業用を除く）のダム本体設計業務

サ 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、談合等不正な行為とは解さない。

①資本関係

以下のいずれかに該当する場合。ただし、子会社又は子会社の一方が民事再生法の規定による再生手続開始の決定や会社更生法の規定による更生手続開始の決定を受けた会社である場合は除く。

☐ ア 親会社と子会社の関係にある場合

☐ イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

②人的関係

以下のいずれかに該当する場合。ただし、☐ アについては、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

☐ ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

☐ イ 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記①②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

シ 本委託に従事する管理技術者及び照査技術者は本件の入札参加資格確認申請書の受付最終日以前に3か月以上の恒常的な雇用関係にある者であること。

ただし、合併、営業譲渡又は会社分割による所属企業の変更があった場合、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、3か月に満たない場合であっても恒常的な雇用関係にあるものとみなす。

ス 岐阜県設計業務委託共通仕様書第1107条の3及び第1108条の2の条件を満たす管理技術者及び照査技術者を当該業務に配置できること。

3 担当課

区分	担当課	電話番号	住所
入札担当課	岐阜県長良川上流河川開発工事事務所 総務課 管理調整係	0575-67-1111 (内線304)	〒501-4292 岐阜県郡上市八幡町初音1727-2
業務担当課	岐阜県長良川上流河川開発工事事務所 工務課 工務係	0575-67-1111 (内線366)	岐阜県郡上総合庁舎 3階

4 入札参加資格確認の申請

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を電子入札システムを用いて提出し、入札参加資格の確認を受けなければなりません。

ただし、入札参加資格は、入札後に実施する入札参加資格の詳細な確認をもって確定するものとしますので、添付書類は必要ありません。

また、紙入札方式の場合は持参を認めますが郵送又は電送によるものは受け付けません。

5 入札手続等

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式によることができます。

(1) 紙入札方式の場合の入札方法は持参とし、郵送又は電送による入札は認めません。

(2) 見積もった契約希望金額が予定価格を超える場合は、入札を辞退すること。

(3) 開札は、入札の終了後直ちに入札者又はその代理人（以下「入札者等」という。）の立ち会いの上行います。この場合において、入札者等が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員が立ち会います。ただし、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を提出することにより行われる場合であって、収支等命令者が入札事務の公正かつ適正な執行の確保に支障がないと認めるときは、入札者及び当該入札事務に関係のない職員の立ち会いを行わないことがあります。

(4) 低入札調査基準価格を設けた場合で、入札者が低入札調査基準価格を下回った場合は、入札保留とし、契約の内容が履行されないおそれがあると認められるか否かについて、入札者から事情聴取、関係機関の意見聴取等の調査を行い、落札候補者の決定をします。この調査期間に伴う当該調査の工期延長は行いません。

(5) 本委託業務については、入札金額が低入札調査基準価格を下回る価格であったときは、入札を「保留」と宣言し、最低入札価格の入札をした者に対して、低入札価格調査を行います。なお、低入札調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合は、第三者による照査等を義務付けます。

(6) 適正な入札を執行するため収支等命令者が必要があると認めたときは、入札書等を抽選により選定することがあります。この場合において、選定する入札書等の数は、収支等命令者が抽選の際に示します。

- (7) 入札後の入札参加資格の確認
開札の結果、落札候補者となった者は、詳細な入札参加資格の確認を行うので、入札参加資格確認資料（別記様式2）を提出すること。
資料は次により作成してください。
- ① 同種の委託の実績調べについては、平成14年度以降申請期限日までに業務が完了・引き渡しの済んでいるものに限り記載してください。
 - ② その他
 - ア 資料の作成に係る費用は、提出者の負担とします。
 - イ 提出された申請書及び資料を、参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しません。
 - ウ 提出された申請書及び資料は、返却しません。
 - エ 原則として、申請期限日以降の申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めません。
 - オ 資料提出等に関する問い合わせは、担当課に照会してください。
- (8) 落札者の決定方法
- ア 開札後に落札候補者から提出された資料を確認し、その結果、参加資格要件を満たしていないと確認した場合は、当該落札候補者が行った入札を無効とした上で、次順位者を落札候補者とし、入札参加資格確認資料の提出を求めます。
 - イ 参加資格要件を満たす落札候補者が2人以上ある場合は、くじによって落札者を決定します。なお、この場合において、くじを引くことを辞退することはできません。
 - ウ 規則第111条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内であること。
 - エ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
なお、見積もった契約希望金額が予定価格を超える場合は、入札を辞退すること。
 - オ 予定価格を事前に公表したものにあっては、再度入札を行いません。
 - カ 一度提出した入札書は、これを書換え、引替え又は撤回をすることはできません。
 - キ その他入札執行については、地方自治法、同法施行令及び規則に定めるところによります。
- (9) 積算内訳書の提出
- ① 入札書に記載される入札金額に対応した積算内訳書について電子入札システムによる提出を求めます。
 - ② 積算内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、数量、単価、金額等を明らかにしてください。
 - ③ 積算内訳書が以下の各号のいずれかに該当する者の入札書については、規則第130条により無効とすることがあります。
 - ア 積算内訳書の合計金額と入札額が一致していないもの
 - イ 記載すべき項目を満たしていないもの
 - ウ 一括値引きがあるもの
 - エ 端数処理されているもの
 - オ その他不備があるもの
 - ④ 積算内訳書は返却しません。
 - ⑤ 積算内訳書は参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではありません。
 - ⑥ 紙入札方式の場合は、入札書とともに積算内訳書を持参して提出してください。
- (10) 入札保証金及び契約保証金
規則114条各号に該当するときは免除する。
- (11) 入札の無効に関する事項
本公告に示した入札参加資格のない者及び申請書等に虚偽の記載をした者の入札、入札に関する条件に違反した入札並びに規則第130条各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。
- ① 本公告に示した参加資格のない者の入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札並びに次の各号の1に該当する入札は無効とします。
 - ア 入札者が同一事項に対し、2以上の入札をしたとき。
 - イ 入札者が他人の代理をし、又は代理人が他人の代理を兼ねたとき。
 - ウ 入札保証金を納付しなければならない入札であって、その全部又は一部が納付されていないとき。
 - エ 入札に関し談合等の不正行為があったとき。
 - オ 入札書に記名押印がないとき。（電子入札システムによる場合は、電子認証書を取得していない者が入札したとき。）
 - カ 入札書の記載事項の確認ができないとき。
 - キ 入札参加資格を有しない者が入札をしたとき。
 - ク その他収支等命令者があらかじめ指定した事項に違反したとき。
また、無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札決定を取り消します。
 - ② 参加資格のあることを確認された者であっても、公告において示した参加資格各項の資格を

- 欠く入札参加希望者は、入札参加資格のない者としします。
- (12) 入札又は開札の中止及びこれによる損害に関する事項
天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止します。この場合における損害は、入札者の負担としします。
- (13) 落札の無効に関する事項
落札者が、落札の通知を受けた日から、原則として1週間以内に契約を締結しないときは、その落札は無効としします。
- (14) 苦情申し立て
一般競争入札の手続に不服がある者は、担当課に対して苦情申立てを行うことができます。
- (15) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限ります。
- (16) 談合その他不正行為があった場合の違約金
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6及び同法第198条に規定する違反行為が認められた場合は、違約金として請負金額の10分の2に相当する額を支払わなければなりません。

6 入札日程

手続等	期間・期日	方法・場所
設計図書の閲覧	平成29年12月18日（月）午前9時から 平成30年 1月17日（水）午後4時まで	電子入札システムよりダウンロード 入札担当課による閲覧
質問の受付	平成29年12月18日（月）午前9時から 平成30年 1月12日（金）午後4時まで	電子入札システムによる ※紙入札の場合 入札担当課まで持参
回答書の閲覧	平成29年12月18日（月）午前9時から 平成30年 1月17日（水）午後4時まで	電子入札システムによる 入札担当課による閲覧
入札参加申請	平成29年12月18日（月）午前9時から 平成29年12月25日（月）午後4時まで	電子入札システムによる ※紙入札の場合 別記様式1を入札担当課まで持参
参加資格の確認	平成29年12月27日（水）まで	電子入札システムによる
入札書提出受付	平成30年 1月16日（火）午前9時から 平成30年 1月17日（水）午後4時まで	電子入札システムによる
開札	平成30年 1月18日（木） 午前10時00分から	電子入札システムによる 岐阜県郡上総合庁舎5南1会議室 ※紙入札の場合、入札参加資格確認通知書の写しを持参のこと
確認資料の提出 （落札候補者のみ）	平成30年 1月18日（木）午前11時から 平成30年 1月19日（金）午後4時まで	別記様式2を入札担当課まで持参
参加資格がないと認めた者に対する理由の説明	参加資格不適格通知をした日から起算して7日以内（県の機関の休日を含まない）	入札担当課まで持参 書面（様式は自由）
理由の説明に対する回答	説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内	書面により回答
入札結果の公表	落札決定した日	入札情報サービスによる 入札担当課による閲覧

※紙入札方式の場合は、持参を認めますが郵送又は電送によるものは受け付けません（期間・期日は同じ）。

7 その他

- (1) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがあります。
- (2) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約の締結をしないことがあります。
なお、この場合は原則として改めて公告をし入札を行うものとしします。
- (3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合は、岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領に基づき参加資格の停止となります。
- (4) 予定価格を超える金額で入札書を提出した場合、不誠実な行為として入札参加資格停止の措置を行うことがあります。
- (5) 電子入札システムは、県の機関の休日を除く、月曜日及び金曜日の午前8時から午後6時まで、火曜日から木曜日の午前8時から午前0時まで稼働しています。また、稼働時間を変更する場合等は、岐阜県電子入札案内ページ（URL <http://www.cals.pref.gifu.jp/>）と岐阜県建設CALS/ECのホームページ（URL <http://www.pref.gifu.lg.jp/pref/sl1690/calsec/top.htm>）で公開します。
- (6) 落札者が、岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該落札者

と契約を締結しないものとする。

また、契約後に同要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則、契約を解除する。

- (7) システム操作上の手引き書としては、「岐阜県電子入札システム操作マニュアル(受注者版)」を参考としてください。同マニュアルは、岐阜県電子入札案内ページで公開しています。
- (8) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は岐阜県電子入札システムヘルプデスクとし、方法及び受付時間は岐阜県電子入札案内ページ内の「お問合せ」によります。
ただし、申請書類、応札等の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、入札担当課へ連絡してください。
- (9) 入札参加業者が電子入札システムで書類を送信した場合には、通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認してください。
- (10) 電子入札システムを使用して提出された入札、申請書及び資料等は、県の使用に係る電子入札システムに用いる電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に県に到達したものとみなします。
- (11) その他詳細不明な点については、担当課に照会してください。